参考 1

「ため池の健全度評価の区分と専門技術者による点検周期」及び「ため池保全サポートセンターとは」

ため池の健全度評価の区分と専門技術者による点検周期

県内にある約 22,000 箇所のため池の多くは江戸時代以前に築造され、**経年劣化により漏水や堤体の変状が見受けられる**ものも多くあります。

そのうち、**防災上重要である「特定（農業用）ため池」については**、市町がため池保全サポートセンターと連携して点検を実施しています。点検の結果、老朽化等による変状に応じて**４つのランクに区分しています。**※下図参照

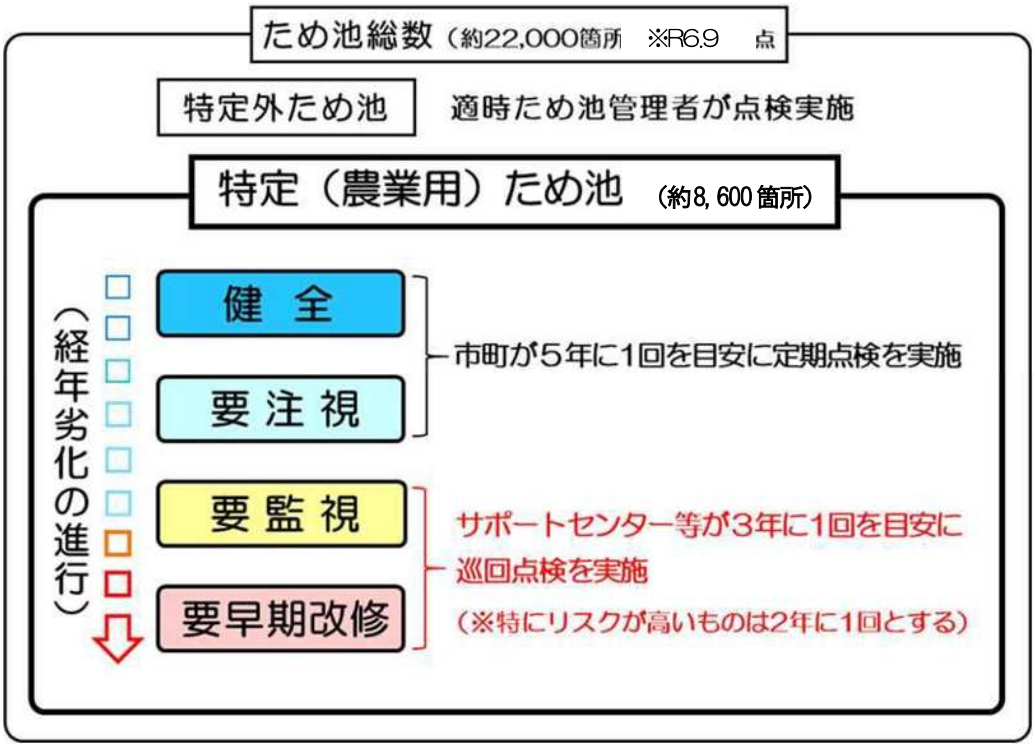

漏水

浸食

洪水吐の能力不足

ため池保全サポートセンターとは

サポートセンターは、ため池管理者への支援を行う中間支援組織で、①管理者からの相談対応、②ため池巡回点検及び管理者への助言、③管理者講習会への講師派遣、④ため池保全活動の支援・普及啓発などの役割を担っています。

【ため池巡回点検について】

現在、「要早期改修」と判定されたため池から優先的に改修や廃止工事を進めていますが、その多くは工事着手まで年月を要するため、**経年劣化の急激な進行を見逃さないようサポートセンターが２～３年周期で点検を実施**しています。

点検結果の確認

現場確認（測定）

参考 2　ため池に関する法律・条例とため池の区分

1 ため池に関する法律・条例が制定された背景

➢ ため池は権利関係が不明確かつ複雑であることや、管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。そこで、適正な管理が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(略称:ため池管理保全法)」が制定され、同時に「ため池の保全等に関する条例(略称:ため池保全条例)」が改正されました。※法・条例とも令和元年7月施行

平成 30 年7月豪雨では多くのため池が決壊しました

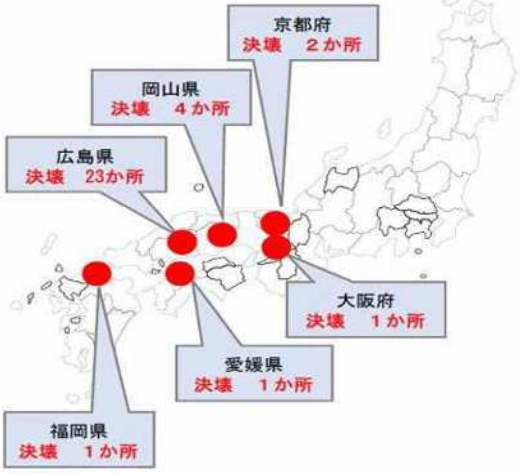

2 ため池の区分

➢ 法・条例により、決壊した場合の想定被害に応じてため池を区分しています。

県内のため池（ 約 22,000 箇所〔R6. 9 時点〕）

特定（農業用）ため池※1

防災重点農業用ため池※2
（略称：防重ため池）
約6,100箇所

約8,600箇所

■人的被害を及ぼすおそれのあるため池
①決壊した場合に、住宅又は学校、病院などの公共施設に被害を及ぼすおそれのあるため池

■農地等に被害を及ぼすおそれのあるため池
②決壊した場合に、農地や農業用施設に被害を及ぼすおそれのあるため池

特定（農業用）ため池以外

約13,400箇所

決壊した場合に、在宅又は学校、病院などの公共施設に被害を及ぼす恐れのないため池や、農地又は農業用施設に被害を及ぼす恐れが極めて少ないため池。

※1　「特定農業用ため池」：ため池管理保全法により指定　「特定ため池」：ため池保全条例により指定
※2　人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、決壊リスクや決壊時の被害想定などにより、優先度の高いものから防災工事（改修や廃止）を進めています。

3 届出内容の変更

> ➢ **ため池の届出内容に変更があったときには、すみやかに各市町のため池担当部署に届け出てください。　　※全てのため池が対象です**

【届出内容】 ①ため池の名称・所在地
②管理者・所有者の情報
③ため池から農業用水を供給している農用地の面積
④堤高・堤頂長・総貯水量など

管理者の交代や上記の内容が変更となった場合は、管理されているため池の所在地の市町に、すみやかに届け出てください。

※届出様式は次ページ参照

	ため池管理保全法	ため池保全条例	「特定（農業用）ため池」の指定状況
検索方法	ため池管理保全法 検索	兵庫県ため池保全条例 検索	検索 「特定（農業用）ため池」及び「防災重点農業用ため池」の指定状況
QRコード			

※「特定（農業用）ため池」に指定されているため池一覧は、県ホームページ（特定（農業用）ため池の指定状況）で確認できます。

【様式】

（参考様式）

ため池変更届出書

令和　　年　　月　　日

様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　（　　）　　－

電子メール

次のとおり、ため池の保全等に関する条例第14条第２項の規定により、届け出ます。

変更年月日	令和　　年　　月　　日
変更の理由	

変更項目		変更前		変更後	
ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名（名称）				
	住所				
	代表者（法人の場合）				
	共有者		他　名（別紙）		他　名（別紙）
管理者	氏名（法人その他の団体にあっては名称）				
	住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）				
	代表者（法人又は団体の場合）				
	管理の内容	ため池の操作・維持（除草等）・修繕・その他（　　）		ため池の操作・維持（除草等）・修繕・その他（　　）	
	管理の種類	委任・賃借・共同（入会）・その他（事務管理など）		委任・賃借・共同（入会）・その他（事務管理など）	
	電話番号	（　　）　　－		（　　）　　－	
	電子メール				
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積			m^2		m^2
堤高・堤頂長・総貯水量		m・　　m・　　m^3		m・　　m・　　m^3	

↓下の欄は記載不要（受領側で記入します）

ID	

［添付資料］（変更のあった資料に限る）

（１）所有者又は管理者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

（２）管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

注　１　管理の内容及び種類は該当する項目を○で囲むこと。

参考 3　ため池水面を活用した太陽光発電施設の注意点

近年、ため池水面を活用した太陽光発電施設の設置が増えています。

施設の設置方法に問題があると、ため池の適正管理やため池のもつ多面的機能の発揮に支障が生じる場合があります。

ため池の機能に支障をきたす事例

- 発電施設が洪水吐や取水施設と近接している場合
  - ⇒ 洪水吐の流水阻害により排水能力が低下する。
  - ⇒ 取水施設のゲート操作に支障が生じる。

ため池の維持管理に支障をきたす事例

- 堤体上に発電施設のケーブルが敷設されている場合
  - ⇒ 草刈りの支障になる。
- 取水施設付近にケーブルが敷設されている場合
  - ⇒ ため池の水を抜いた際に、太陽光パネルが支障になり、泥土を除去できない。

参考（洪水吐や取水施設の機能に支障となる事例）

○洪水吐付近での太陽光パネルやケーブルの設置は、水の流れに影響を与える恐れがある。（設置位置を検討する際は、風や波浪の影響も考慮したうえで、決定する。）

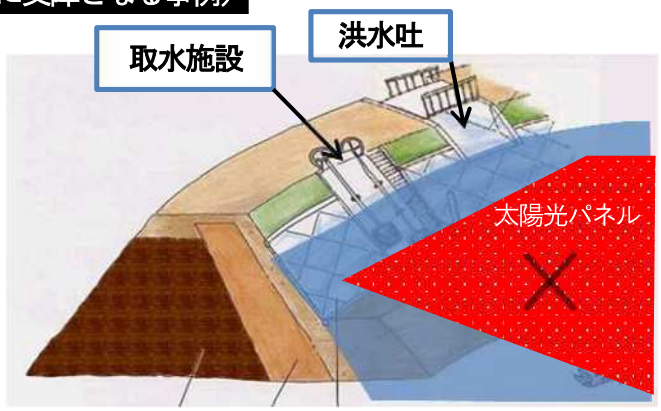

上記は一例であり、ため池管理者や発電事業者が太陽光発電施設を設置するにあたり守るべきことなど、詳細に取りまとめたものを『別冊』として作成しています。

参考 4

特定（農業用）ため池の管理者、開発事業者のみなさまへ

特定(農業用)ため池の管理者の皆さまへ
～ため池の保全に向けて～

「ため池管理保全法」（令和元年７月施行）・「県ため池保全条例」（令和元年７月改正）に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのある　ため池を、県が**「特定（農業用）ため池」**として指定しています。

（「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定、「特定ため池」：条例の規定に基づく指定）

「特定(農業用)ため池」に指定されると

1　堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには県の許可が必要となります

ため池を適正に保全するため、堤体の掘削・盛土・切土や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などのため池の保全に影響のある行為を行うには県（各県民局土地改良事務所・センター等）の許可が必要となります。

2　管理者等が防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要となります

ため池の管理者又は所有者が防災を目的とした工事（洪水吐能力の向上や低水位管理に取り組むための施設整備工事など）を実施する場合、30日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要となります。

「特定(農業用)ため池」の確認方法は

「特定（農業用）ため池」に指定されたため池の一覧は県のホームページで確認できます。
（兵庫県ホームページ＞食・農林水産＞環境整備＞農地・ため池・水路＞特定ため池）
（http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html）

（QRコードを読み取ることにより確認できます。）

ため池変更届の提出のお願い

管理者が交代した場合など、届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。
（ため池届出書に関することは、各市町ため池担当部署へお問い合わせください。）

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、**施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として**「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年７月１日施行）」が制定されました。

ため池区分と防災工事の推進

「特定（農業用）ため池」のうち、人的被害を及ぼすおそれのある ため池を「ため池工事特措法（令和２年 10 月施行）」に基づき「防災重点農業用ため池」に指定しています。

特措法有効期間内（令和 12 年度まで）に防災工事（改修や廃止）を計画的かつ集中的に推進することとされており、**兵庫県においても市町と連携し、優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付け、令和３年３月に『兵庫県防災工事等推進計画』を策定**しました。

現時点で計画に位置付けられていない ため池においても、漏水・浸食・ひび割れなどが確認され、防災工事を優先的に実施しなければならない事案が生じた場合は、ため池が所在する市町に相談してください。

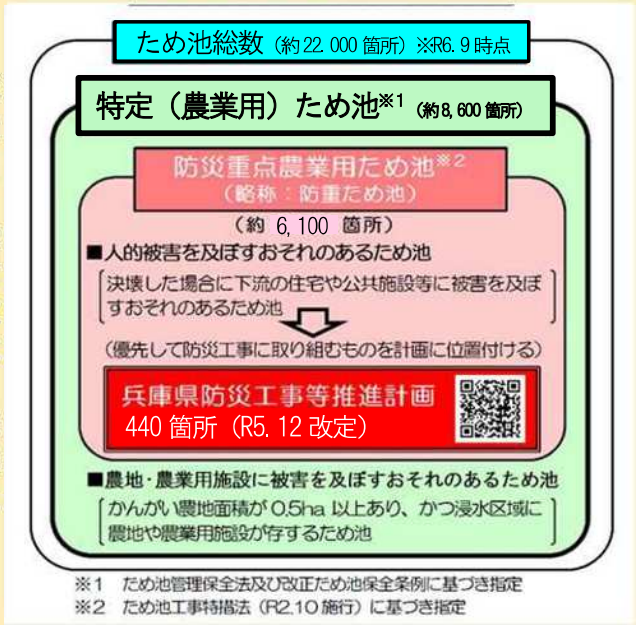

※1　ため池管理保全法及び改正ため池保全条例に基づき指定
※2　ため池工事特措法（R2.10 施行）に基づき指定

特定（農業用）ため池の指定要件

■ため池が決壊した場合に下流の住宅・公共施設等や農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれがあるもので、下記要件に該当するもの

- 浸水区域のうちため池から 100m 未満に、住宅や公共施設等があるため池
- 貯水量が 1,000m^3 以上で、浸水区域のうちため池から 500m 未満に住宅や公共施設等があるため池
- 貯水量が 5,000m^3 以上で、浸水区域に住宅や公共施設等があるため池
- 土砂災害警戒区域等にため池及び住宅や公共施設等があるため池
- かんがい農地面積が 5,000m^2（0.5ha）以上であり、浸水区域に農地や農業用施設があるため池

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名（管内市町名）	住所	電話番号
神戸県民センター　神戸土地改良センター（農村整備課） （神戸市）	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】	TEL(078)742-8362
阪神北県民局　阪神農林振興事務所（農村整備課） （西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町）	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】	TEL(079)562-8912
北播磨県民局　加古川流域土地改良事務所（農村計画第1課） （明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町） （西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町）	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】	TEL(0794)82-9839
中播磨県民センター　姫路土地改良センター（農村整備課） （姫路市・神河町・市川町・福崎町）	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】	TEL(079)281-9392
西播磨県民局　光都土地改良センター（農村計画課） （相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町）	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】	TEL(0791)58-2215
但馬県民局　豊岡土地改良センター（農村計画課） （豊岡市・香美町・新温泉町）	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】	TEL(0796)26-3715
但馬県民局　朝来土地改良センター（農村整備課） （養父市・朝来市）	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】	TEL(079)672-6895
丹波県民局　篠山土地改良事務所（農村整備課） （丹波篠山市・丹波市）	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】	TEL(079)552-7417
淡路県民局　洲本土地改良事務所（農村計画第2課） （洲本市・南あわじ市・淡路市）	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】	TEL(0799)26-2117

特定（農業用）ため池の開発行為は許可が必要です。
管理者の皆さまのところに開発事業者から相談があった場合は
P47, P48 の資料をご参照ください。

特定（農業用）ため池に開発行為を行う場合は県の許可が必要です。

開発事業者の皆さまへ

「ため池管理保全法」（令和元年７月施行）・「県ため池保全条例」（令和元年７月改正）に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのある　ため池を、県が**「特定（農業用）ため池」**※ として指定しています。

※［「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定
「特定ため池」：条例の規定に基づく指定］

「特定（農業用）ため池」への（形状変更）行為の制限

土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定（農業用）ため池の保全に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合は県の許可を受けなければなりません。

［「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第８条（行為の制限）
「ため池の保全等に関する条例」第 19 条（形状変更行為の制限）］

（形状変更）行為の制限を受ける範囲

（形状変更）行為の制限を受ける範囲は、堤体（洪水吐・取水設備を含む）や水底だけではなく、堤体高さを周囲に投影した岸（イラスト黄線部）も含まれます。

（形状変更）行為を行う場合

（形状変更）行為を行う場合は、必要書類を揃えて各県民局土地改良事務所・センター等（裏面）へお問い合わせのうえ、事前相談を行ってください。

［事前相談に必要な書類］
- ため池の現状（写真、ため池諸元など）や予定する行為・施設の内容が分かる資料（施設配置図面、説明資料など）

特定（農業用）ため池の確認方法

「特定（農業用）ため池」の一覧は県のホームページで確認できます。
（兵庫県ホームページ＞食・農林水産＞環境整備＞農地・ため池・水路＞特定ため池）
（http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html）

QRコードを読み取ることにより確認できます。

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 〔管内市町名〕	住所 電話番号
神戸県民センター　神戸土地改良センター（農村整備課） 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】 TEL(078)742-8362
阪神北県民局　阪神農林振興事務所（農村整備課） 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】 TEL(079)562-8912
北播磨県民局　加古川流域土地改良事務所（農村計画第1課） 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】 TEL(0794)82-9839
中播磨県民センター　姫路土地改良センター（農村整備課） 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】 TEL(079)281-9392
西播磨県民局　光都土地改良センター（農村計画課） 〔相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】 TEL(0791)58-2215
但馬県民局　豊岡土地改良センター（農村計画課） 〔豊岡市・香美町・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】 TEL(0796)26-3715
但馬県民局　朝来土地改良センター（農村整備課） 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】 TEL(079)672-6895
丹波県民局　篠山土地改良事務所（農村整備課） 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】 TEL(079)552-7417
淡路県民局　洲本土地改良事務所（農村計画第2課） 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】 TEL(0799)26-2117

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年７月１日施行）が制定されました。

平成 30 年7月豪雨では多くのため池が決壊しました

参考 5　**ため池管理アプリ**

ため池管理アプリとは

「ため池管理アプリ」は、ため池管理者が日常点検や災害時の緊急点検の結果を行政に報告するためのスマートフォンアプリです。
「はい」「いいえ」で回答できる一問一答形式で、誰でも簡単に点検報告ができます。

日常点検や緊急点検の結果を記録・報告することができます。行政と連携して施設の管理や情報共有を行えます。

ため池の異状を発見したら、写真を撮影することで点検結果と一緒に記録・報告することができます。

ため池管理アプリを利用するには、『ため池管理者QRコード』『ため池QRコード』の登録が必要です。
準備が整い次第、各市町からQRコードが配布されます。

地震や大雨が発生してため池の点検が必要になるとアプリから通知が送信されます。

利用上の注意	アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってパケット通信料が発生します。

お問い合わせ先

兵庫県　農地整備課　農地防災班（防災担当）

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号　TEL 078-362-3433

参考 6　**ため池の水難事故を防ぐために**

ため池の水難事故を防ぐために
～ため池管理者のみなさまに知っていただきたいこと～

1．ため池の水難事故の特徴

01｜ため池に潜む危険性

池内は･･･
- 苔や藻が生えて滑りやすい
- 草が茂って足元の様子が見えにくい
- 急傾斜に見えなくても急に深くなる
- 池の底に泥がたまっている

➡ **転落すると**
自力ではい上がるのは難しい

02｜ため池水難事故の９割は大人の事故！

人口比率の関係もあり水難事故は大人に多い。問題なのは生還率（事故にあっても助かった割合）で、子どもは８割以上が助かり、高齢者は７割以上が死亡したという統計がある。子どもは小学校授業で着衣水泳など実践訓練をしている一方で、高齢者は運動機能の低下や実践訓練の機会がないことなどが影響していると考えられる。

湖沼池・用水路の死者行方不明者 年代割合

〔出典〕警察庁 令和3年における水難の概況（統計データ）

03｜「後追い沈水」

１人目が深みにはまって落水した際に
２人目以降が停止できない
もしくは転落した人を助けようとして
後を追うように溺れてしまう

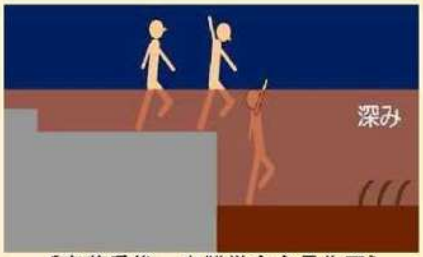

〔斎藤秀俊　水難学会会長作図〕

2．ため池の水難事故を防ぐには？

01｜ため池水難事故防止対策の事例

加古川市の小学生が考案・設置！

脱出を補助する救助ネット

救助用ペットボトル

不用意にため池に近づくことがないよう看板や安全柵を設置しましょう。
また、万一の事故に備えて救助用のロープや浮き輪、ブイなどを設置しましょう。

02｜管理者自らの命を守るための対策

- 草刈りの時は救命胴衣を着用する（熱中症には要注意！）
- 複数人で点検や草刈りを実施する
- 作業現場にはハシゴを準備する
- 転落時に草刈り機を捨てられるように、固定金具が外れる工夫をする
- 防水型スマホや防水ケースを活用して119番通報できるようにする

03｜もしもため池に落ちてしまった時は

合言葉は…ういてまて

- 人間は体の２％が常に水面上に出る（浮く）ため仰向けになれば呼吸ができる
- 浮いて救助を待つことで、周りの人が助けに入ることによる二次被害を防止できる

〔出典〕R5.2.3「第7回ため池保全県民運動の集い」（一社）水難学会 木村理事・事務局長 講演資料

チラシの詳細はこちら

令和５年２月にため池の水難事故防止をテーマにフォーラム（ため池保全県民運動の集い）を開催しました。講演動画は下記の二次元コードまたは検索フォームからご覧いただけます。

二次元コード

第７回ため池保全県民運動の集い　検索

【お問い合わせ】　兵庫県農林水産部農地整備課
TEL：078-362-3434
Mail：nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

令和５年３月作成

ため池監視システムの導入を検討しませんか？

～考えよう！ICT を活用したため池管理の省力化～

豪雨時におけるため池水位の上昇を的確に把握できる「ため池監視システム」は、
緊急時の迅速な避難行動を促す減災対策や、**ため池の維持管理を省力化できる技術**として、期待されています。
このシステムを皆さまに知っていただき、地域の実情に即した導入を検討していただくため、**県内２箇所のため池に展示場を開設**しました。
是非ご見学いただき、皆さまが管理されているため池への導入を検討してみませんか。

展示場開設期間：令和８年 12 月末まで

明石会場

西島の上池 （明石市大久保町西島）

↑ 接続先に位置図が表示されます。

※ 明石会場は事前申込が必要です。
（１ヶ月前までにお申し込みください。）

＜申込先＞兵庫県農地整備課
TEL：078-362-3432　E-mail：nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

出展者（明石会場）

① (一社)ため池みらい研究所・兵神機械工業㈱
② 三信電気㈱
③ ソフトバンク㈱
④ NXTech㈱
⑤ 大和リース㈱
⑥ ㈱アイエスイー
⑦ ANEOS㈱
⑧ マスプロ電工㈱

淡路会場

寄合池（淡路市山田）

↑ 接続先に位置図が表示されます。

出展者（淡路会場）

① EDGEMATRIX㈱
② 日本無線㈱
③ ㈱電信
④ ㈱オサシ・テクノス

兵庫県農林水産部農地整備課

ため池監視システムの仕組み

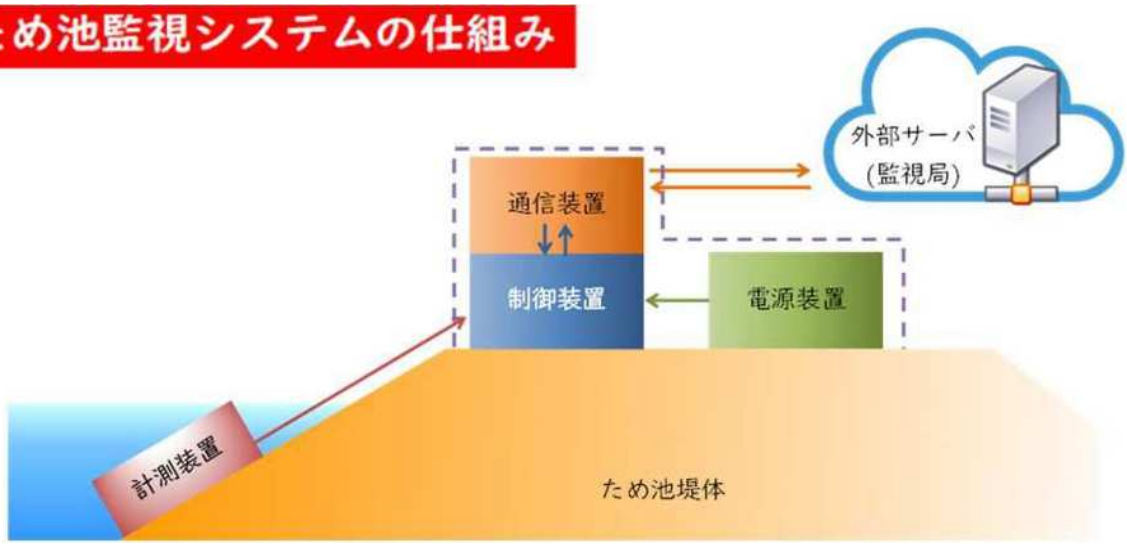

＜ため池監視システムを活用した情報伝達（イメージ）＞

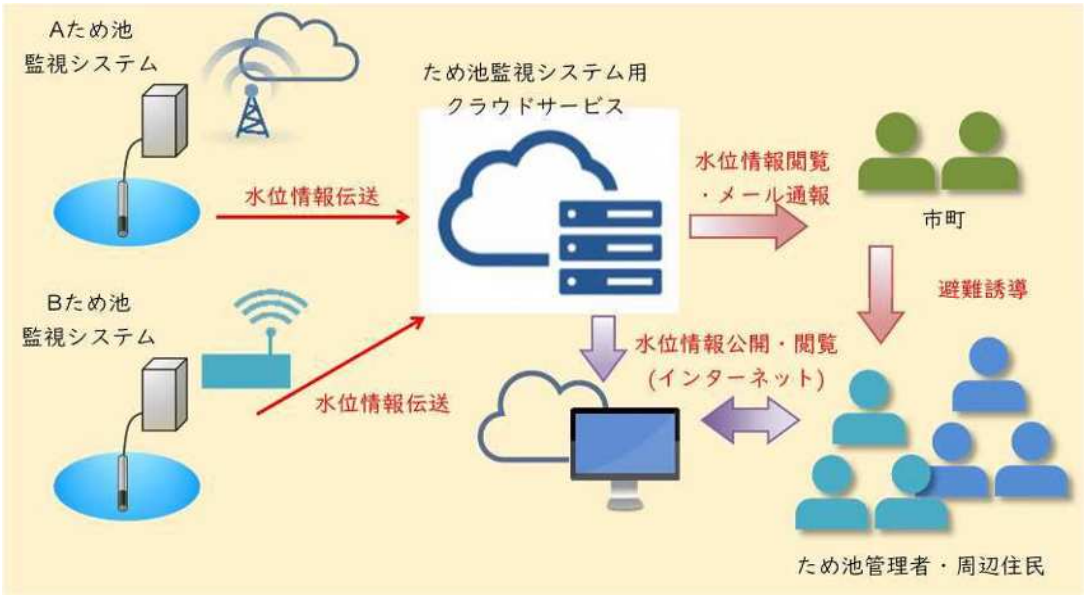

兵庫県ホームページからため池監視システムに関する資料をご覧いただくことができます。

展示場出展者の製品紹介動画

ため池監視システム導入マニュアル

取組事例・製品紹介

連絡先：兵庫県農林水産部農地整備課農地防災班　078-362-3432

緊急点検の対象となるため池と点検のタイミング(P16 参照)

	(地震) 震度 4 以上	(地震) 震度 5 弱以上	大雨特別警報
対象ため池	堤高 15m 以上の防災重点農業用ため池	全ての防災重点農業用ため池	全ての防災重点農業用ため池
点検のタイミング	身の安全を十分に確保して実施する	身の安全を十分に確保して実施する	大雨特別警報が解除され次第、身の安全を十分に確保して実施する
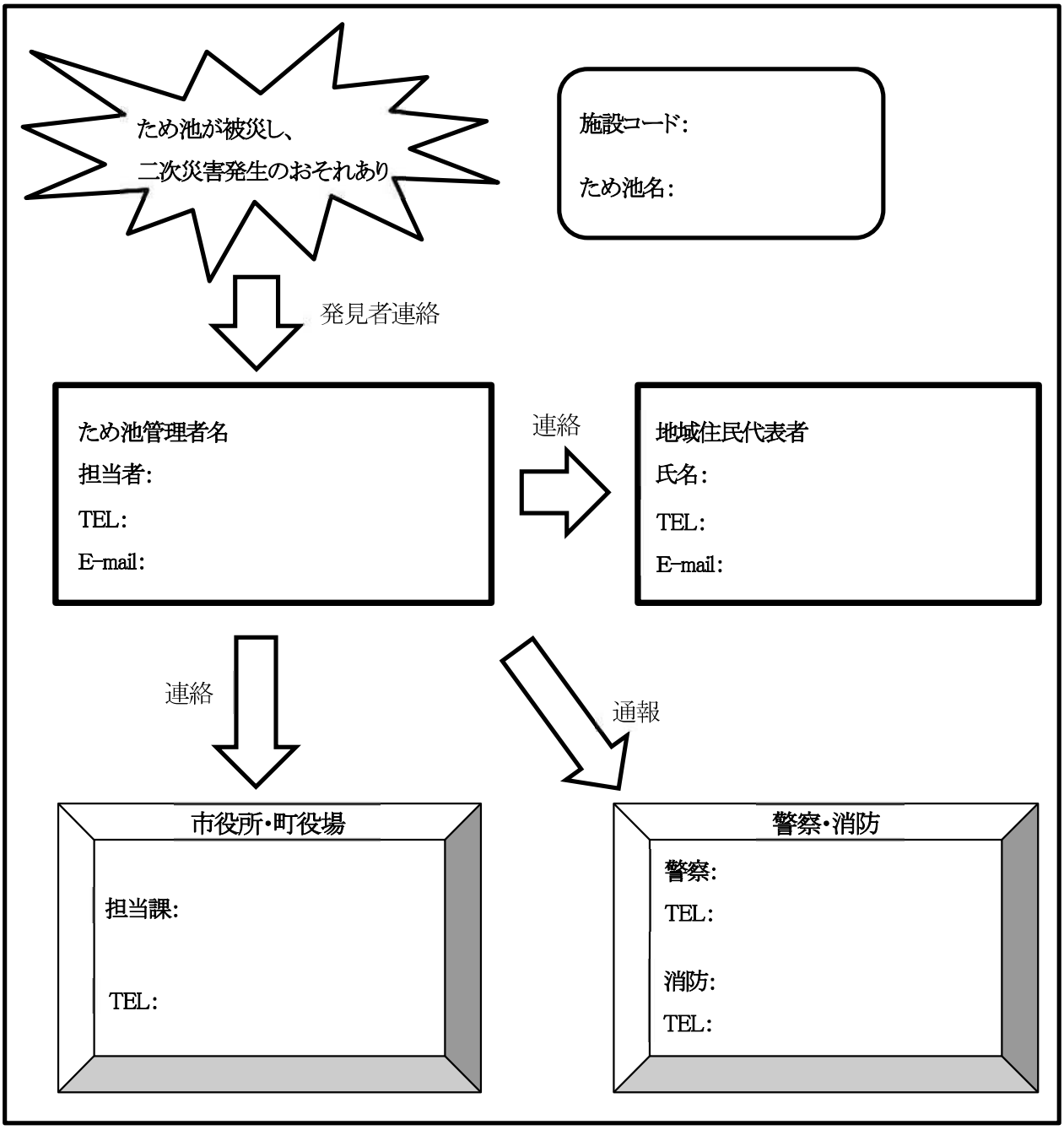
【 情報連絡体制の例 】(P13 参照)